

エルダー職員

	現行	改訂	備考										
	第5章 人事	第5章 人事											
	第1節 人事	第1節 人事											
	<p>第503条 エルダー職員 の区分 エルダー職員の区分 は 次の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="141 296 1016 416"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象となる再雇用前の従業員区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エルダー職員Ⅰ・Ⅱ</td> <td rowspan="2">職員</td> </tr> <tr> <td>エルダー職員Ⅲ・ⅢR</td> </tr> </tbody> </table> <p>追記 (以下略)</p>	区分	対象となる再雇用前の従業員区分	エルダー職員Ⅰ・Ⅱ	職員	エルダー職員Ⅲ・ⅢR	<p>第503条 エルダー職員 の区分 エルダー職員の区分 は 次の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="1048 296 1924 416"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象となる再雇用前の従業員区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エルダー職員Ⅰ・Ⅱ</td> <td rowspan="2">職員</td> </tr> <tr> <td>エルダー職員Ⅲ・ⅢR</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>なお、エルダー職員Ⅰ・Ⅱは、職員に比較して1週間の所定労働時間が短時間である者をいう。</u> (以下略)</p>	区分	対象となる再雇用前の従業員区分	エルダー職員Ⅰ・Ⅱ	職員	エルダー職員Ⅲ・ⅢR	<p>・職員の所定労働時間変更対応</p>
区分	対象となる再雇用前の従業員区分												
エルダー職員Ⅰ・Ⅱ	職員												
エルダー職員Ⅲ・ⅢR													
区分	対象となる再雇用前の従業員区分												
エルダー職員Ⅰ・Ⅱ	職員												
エルダー職員Ⅲ・ⅢR													
	第2節 休職	第2節 休職											
	<p>第511条 (休職期間の取扱) 休職期間は原則として勤続年数に通算せず、賃金は支給しない。 但し、特に規定してある場合はそれに従い <u>第510条</u>第2号、第3号の場合は、勤続年数に通算し、特別の必要がある場合は賃金を支給する。</p>	<p>第511条 (休職期間の取扱) 休職期間は原則として勤続年数に通算せず、賃金は支給しない。 但し、特に規定してある場合はそれに従い <u>第509条</u>第2号、第3号の場合は、勤続年数に通算し、特別の必要がある場合は賃金を支給する。</p>	<p>誤表記</p>										
	<p>第512条(復職) 休職事由(第510条第2号を除く)が消滅したときは、直ちに健保に届出る。 ②<u>第510条</u>第1号については、勤務に支障のない旨の医師の診断書に基づき、産業医または健保指定医の承認 による出勤許可日をもって就業させる。それ以前は休職期間として通算する。 (以下略)</p>	<p>第512条(復職) 休職事由(<u>第509条</u>第2号を除く)が消滅したときは、直ちに健保に届出る。 ②<u>第509条</u>第1号については、勤務に支障のない旨の医師の診断書に基づき、産業医または健保指定医の承認 による出勤許可日をもって就業させる。それ以前は休職期間として通算する。 (以下略)</p>	<p>誤表記</p>										
	第4節 退職	第4節 退職											
	<p>第514条(退職) エルダー職員が次の各号のいずれかに該当するときは退職とする。 1. 雇用契約期間の満了日に達したとき 2. 雇用契約期間中であっても自己の都合により本人が退職を申し出て、健保が承認したとき 3. <u>第510条</u>に定める休職期間が満了し、なお休職事由が消滅しないとき (以下略)</p>	<p>第514条(退職) エルダー職員が次の各号のいずれかに該当するときは退職とする。 1. 雇用契約期間の満了日に達したとき 2. 雇用契約期間中であっても自己の都合により本人が退職を申し出て、健保が承認したとき 3. <u>第509条</u>に定める休職期間が満了し、なお休職事由が消滅しないとき (以下略)</p>	<p>誤表記</p>										

第6章 労働条件		第6章 労働条件																					
第1節 就業時間		第1節 就業時間																					
第601条（労働時間） エルダー職員Ⅰ・Ⅱの所定労働時間は下表の範囲の中で個々に定める。		第601条（労働時間） エルダー職員Ⅰ・Ⅱの所定労働時間は下表の範囲の中で個々に定める。		年間休日2日増に伴う改訂 表記の整理																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1日所定労働時間</th> <th>週労働日数</th> <th>週労働時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エルダー職員Ⅰ</td> <td rowspan="2">8時間以内</td> <td>2日～5日</td> <td>12時間以上 20時間未満</td> </tr> <tr> <td>エルダー職員Ⅱ</td> <td>4日または5日</td> <td>28時間以上 35時間未満</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1日所定労働時間	週労働日数		週労働時間	エルダー職員Ⅰ	8時間以内	2日～5日	12時間以上 20時間未満	エルダー職員Ⅱ	4日または5日	28時間以上 35時間未満	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1日所定労働時間</th> <th>週労働日数</th> <th>週労働時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エルダー職員Ⅰ</td> <td rowspan="2">8時間以内</td> <td>2日～5日</td> <td>12時間以上 20時間未満</td> </tr> <tr> <td>エルダー職員Ⅱ</td> <td>4日または5日</td> <td>28時間以上 <u>34時間35分未満</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	1日所定労働時間	週労働日数	週労働時間	エルダー職員Ⅰ	8時間以内	2日～5日	12時間以上 20時間未満	エルダー職員Ⅱ	4日または5日
区分	1日所定労働時間	週労働日数	週労働時間																				
エルダー職員Ⅰ	8時間以内	2日～5日	12時間以上 20時間未満																				
エルダー職員Ⅱ		4日または5日	28時間以上 35時間未満																				
区分	1日所定労働時間	週労働日数	週労働時間																				
エルダー職員Ⅰ	8時間以内	2日～5日	12時間以上 20時間未満																				
エルダー職員Ⅱ		4日または5日	28時間以上 <u>34時間35分未満</u>																				
②エルダー職員Ⅲ・ⅢRの所定労働時間は、原則として <u>1832</u> 時間とし、1週間の平均所定労働時間は35時間8分、1日の平均所定労働時間は7時間25分とする。（以下略）		②エルダー職員Ⅲ・ⅢRの所定労働時間は、原則として <u>1818</u> 時間とし、1週間の平均所定労働時間は <u>34</u> 時間 <u>51</u> 分、1日の平均所定労働時間は7時間25分とする（以下略）																					
第2節 休日・休暇		第2節 休日・休暇																					
第611条（休日） 中略 ④エルダー職員Ⅲ、ⅢRの年間の総休日数は <u>118</u> 日とし、その取扱いは別に定める「休日規程」「連続休暇規程」による。		第611条（休日） 中略 ④エルダー職員Ⅲ、ⅢRの年間の総休日数は <u>120</u> 日とし、その取扱いは別に定める「休日規程」「連続休暇規程」による。																					
第612条（年次有給休暇） 健保は、エルダー職員に対して、勤続年数及び週所定労働日数または1ヵ月を平均した週所定労働日数に応じ、1年に次の基準により年次有給休暇を与える。但し、年度途中の再雇用時には、年次有給休暇は付与しない。 （中略） ④1. 年次有給休暇は、原則として1労働日を単位として与えるが、半日単位及び時間単位で、各人が保有する年次有給休暇のうち、1年に各々5日を限度として、分割して請求することができる。 <u>この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。</u> （中略）		第612条（年次有給休暇） 健保は、エルダー職員に対して、勤続年数及び週所定労働日数または1ヵ月を平均した週所定労働日数に応じ、1年に次の基準により年次有給休暇を与える。 <u>本条における1年間とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とする。</u> 但し、年度途中の再雇用時には、年次有給休暇は付与しない。 （中略） ④1. 年次有給休暇は、原則として1労働日を単位として与えるが、半日単位及び時間単位で、各人が保有する年次有給休暇のうち、1年に各々5日を限度として、分割して請求することができる。（中略）		表記の整理																			

<p><エルダー職員 I。II></p> <table border="1" data-bbox="141 124 1025 850"> <tr> <td>週契約数・時間</td> <td>2年以下</td> <td>2年超3年</td> <td>3年超4年</td> <td>4年超5年</td> <td>5年超</td> </tr> <tr> <td>週5日かつ35時間契約</td> <td>13日</td> <td>15日</td> <td>17日</td> <td>19日</td> <td>22日</td> </tr> <tr> <td>週5日または週30時間以上35時間未満契約</td> <td>12日</td> <td>14日</td> <td>16日</td> <td>18日</td> <td>20日</td> </tr> <tr> <td>週4日かつ週30時間未満契約</td> <td>9日</td> <td>10日</td> <td>12日</td> <td>13日</td> <td>15日</td> </tr> <tr> <td>週3日</td> <td>6日</td> <td>8日</td> <td>9日</td> <td>10日</td> <td>11日</td> </tr> <tr> <td>週2日</td> <td>4日</td> <td>5日</td> <td>6日</td> <td>6日</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>週1日</td> <td>2日</td> <td>2日</td> <td>3日</td> <td>3日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>週契約日数・時間</td> <td colspan="2">前年度年次有給休暇保有日数</td> <td colspan="3">当年度年次有給休暇付与日数</td> </tr> <tr> <td>週5日かつ35時間契約</td> <td colspan="2">6日未満</td> <td colspan="3">6日-有休保有日数</td> </tr> <tr> <td>週5日または週30時間以上35時間未満契約</td> <td colspan="2">6日未満</td> <td colspan="3">6日-有休保有日数</td> </tr> <tr> <td>週4日かつ週30時間未満契約</td> <td colspan="2">4日未満</td> <td colspan="3">4日-有休保有日数</td> </tr> <tr> <td>週3日</td> <td colspan="2">2日未満</td> <td colspan="3">2日-有休保有日数</td> </tr> <tr> <td>週2日</td> <td colspan="2">0日</td> <td colspan="3">1日</td> </tr> <tr> <td>週1日</td> <td colspan="2">0日</td> <td colspan="3">1日</td> </tr> </table>	週契約数・時間	2年以下	2年超3年	3年超4年	4年超5年	5年超	週5日かつ35時間契約	13日	15日	17日	19日	22日	週5日または週30時間以上35時間未満契約	12日	14日	16日	18日	20日	週4日かつ週30時間未満契約	9日	10日	12日	13日	15日	週3日	6日	8日	9日	10日	11日	週2日	4日	5日	6日	6日	7日	週1日	2日	2日	3日	3日	3日	週契約日数・時間	前年度年次有給休暇保有日数		当年度年次有給休暇付与日数			週5日かつ35時間契約	6日未満		6日-有休保有日数			週5日または週30時間以上35時間未満契約	6日未満		6日-有休保有日数			週4日かつ週30時間未満契約	4日未満		4日-有休保有日数			週3日	2日未満		2日-有休保有日数			週2日	0日		1日			週1日	0日		1日			<p><エルダー職員 I。II></p> <table border="1" data-bbox="1048 124 1915 970"> <tr> <td>週契約数・時間</td> <td>2年以下</td> <td>2年超3年</td> <td>3年超4年</td> <td>4年超5年</td> <td>5年超</td> </tr> <tr> <td>週5日かつ34時間35分以上契約</td> <td>13日</td> <td>15日</td> <td>17日</td> <td>19日</td> <td>22日</td> </tr> <tr> <td>週5日または週30時間以上週34時間35分未満契約</td> <td>12日</td> <td>14日</td> <td>16日</td> <td>18日</td> <td>20日</td> </tr> <tr> <td>週4日かつ週30時間未満契約</td> <td>9日</td> <td>10日</td> <td>12日</td> <td>13日</td> <td>15日</td> </tr> <tr> <td>週3日</td> <td>6日</td> <td>8日</td> <td>9日</td> <td>10日</td> <td>11日</td> </tr> <tr> <td>週2日</td> <td>4日</td> <td>5日</td> <td>6日</td> <td>6日</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>週1日</td> <td>2日</td> <td>2日</td> <td>3日</td> <td>3日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>週契約日数・時間</td> <td colspan="2">前年度年次有給休暇保有日数</td> <td colspan="3">当年度年次有給休暇付与日数</td> </tr> <tr> <td>週5日かつ34時間35分以上契約</td> <td colspan="2">6日未満</td> <td colspan="3">6日-有休保有日数</td> </tr> <tr> <td>週5日または週30時間以上34時間35分未満契約</td> <td colspan="2">6日未満</td> <td colspan="3">6日-有休保有日数</td> </tr> <tr> <td>週4日かつ週30時間未満契約</td> <td colspan="2">4日未満</td> <td colspan="3">4日-有休保有日数</td> </tr> <tr> <td>週3日</td> <td colspan="2">2日未満</td> <td colspan="3">2日-有休保有日数</td> </tr> <tr> <td>週2日</td> <td colspan="2">0日</td> <td colspan="3">1日</td> </tr> <tr> <td>週1日</td> <td colspan="2">0日</td> <td colspan="3">1日</td> </tr> </table>	週契約数・時間	2年以下	2年超3年	3年超4年	4年超5年	5年超	週5日かつ34時間35分以上契約	13日	15日	17日	19日	22日	週5日または週30時間以上週34時間35分未満契約	12日	14日	16日	18日	20日	週4日かつ週30時間未満契約	9日	10日	12日	13日	15日	週3日	6日	8日	9日	10日	11日	週2日	4日	5日	6日	6日	7日	週1日	2日	2日	3日	3日	3日	週契約日数・時間	前年度年次有給休暇保有日数		当年度年次有給休暇付与日数			週5日かつ34時間35分以上契約	6日未満		6日-有休保有日数			週5日または週30時間以上34時間35分未満契約	6日未満		6日-有休保有日数			週4日かつ週30時間未満契約	4日未満		4日-有休保有日数			週3日	2日未満		2日-有休保有日数			週2日	0日		1日			週1日	0日		1日			<p>年間休日増に伴う改訂</p>
週契約数・時間	2年以下	2年超3年	3年超4年	4年超5年	5年超																																																																																																																																																																					
週5日かつ35時間契約	13日	15日	17日	19日	22日																																																																																																																																																																					
週5日または週30時間以上35時間未満契約	12日	14日	16日	18日	20日																																																																																																																																																																					
週4日かつ週30時間未満契約	9日	10日	12日	13日	15日																																																																																																																																																																					
週3日	6日	8日	9日	10日	11日																																																																																																																																																																					
週2日	4日	5日	6日	6日	7日																																																																																																																																																																					
週1日	2日	2日	3日	3日	3日																																																																																																																																																																					
週契約日数・時間	前年度年次有給休暇保有日数		当年度年次有給休暇付与日数																																																																																																																																																																							
週5日かつ35時間契約	6日未満		6日-有休保有日数																																																																																																																																																																							
週5日または週30時間以上35時間未満契約	6日未満		6日-有休保有日数																																																																																																																																																																							
週4日かつ週30時間未満契約	4日未満		4日-有休保有日数																																																																																																																																																																							
週3日	2日未満		2日-有休保有日数																																																																																																																																																																							
週2日	0日		1日																																																																																																																																																																							
週1日	0日		1日																																																																																																																																																																							
週契約数・時間	2年以下	2年超3年	3年超4年	4年超5年	5年超																																																																																																																																																																					
週5日かつ34時間35分以上契約	13日	15日	17日	19日	22日																																																																																																																																																																					
週5日または週30時間以上週34時間35分未満契約	12日	14日	16日	18日	20日																																																																																																																																																																					
週4日かつ週30時間未満契約	9日	10日	12日	13日	15日																																																																																																																																																																					
週3日	6日	8日	9日	10日	11日																																																																																																																																																																					
週2日	4日	5日	6日	6日	7日																																																																																																																																																																					
週1日	2日	2日	3日	3日	3日																																																																																																																																																																					
週契約日数・時間	前年度年次有給休暇保有日数		当年度年次有給休暇付与日数																																																																																																																																																																							
週5日かつ34時間35分以上契約	6日未満		6日-有休保有日数																																																																																																																																																																							
週5日または週30時間以上34時間35分未満契約	6日未満		6日-有休保有日数																																																																																																																																																																							
週4日かつ週30時間未満契約	4日未満		4日-有休保有日数																																																																																																																																																																							
週3日	2日未満		2日-有休保有日数																																																																																																																																																																							
週2日	0日		1日																																																																																																																																																																							
週1日	0日		1日																																																																																																																																																																							
<p>第1304条(有効期間) 本協約の有効期間は、<u>2025</u>年4月1日から<u>2026</u>年3月31日までとする。</p>	<p>第1304条(有効期間) 本協約の有効期間は、<u>2026</u>年4月1日から<u>2027</u>年3月31日までとする。</p>	<p>・有効期間の更新</p>																																																																																																																																																																								
<p>第1305条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、<u>2027</u>年3月31日を超えることはできない。</p>	<p>第1305条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、<u>2028</u>年3月31日を超えることはできない。</p>	<p>・有効期間の更新</p>																																																																																																																																																																								
<p>第14章 付則</p>	<p>第14章 付則</p>																																																																																																																																																																									
<p><u>2025</u>年3月31日 三越伊勢丹健康保険組合 理事長 白藤 淳 三越伊勢丹グループ労働組合 関連グループ1支部執行委員長 磯原 由紀夫</p>	<p><u>2026</u>年3月31日 三越伊勢丹健康保険組合 理事長 <u>嘉納 亜紀子</u> 三越伊勢丹グループ労働組合 関連グループ1支部執行委員長 磯原 由紀夫</p>	<p>・労使代表者は、締結日時点とする</p>																																																																																																																																																																								

付属諸規程

休日規程

休日規程

第102条(休日数)

年間の総休日数118日の内訳は、原則として以下のとおりとする。

1. 定休日、各個休日110日
 2. 連続休暇分各個休日 8日
- (以下略)

第 102 条(休日数)

年間の総休日数 120日の内訳は、原則として以下のとおりとする。

1. 定休日、各個休日 110日
 2. 連続休暇分各個休日 10日
- (以下略)

年間休日数増に伴う改訂

連続休暇規程

連続休暇規程

第 2 条(連続休暇分各個休日)

連続休暇分各個休日数は原則として年間 8日とする。

第 2 条(連続休暇分各個休日)

連続休暇分各個休日数は原則として年間 10日とする。

同上

第 5 条(編成の変更)

中略

6. 休職中の者は、連続休暇は実施しない。但し、実施期間の途中において休職が解除され、就業した場合は、有給休暇の保有日数により実施する。なお、連続休暇分各個休日の付与日数については、復職月により次の通りとする。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日数	8	8	6	6	4	4	4	4	2	2	0	0

第 5 条(編成の変更)

中略

6. 休職中の者は、連続休暇は実施しない。但し、実施期間の途中において休職が解除され、就業した場合は、有給休暇の保有日数により実施する。なお、連続休暇分各個休日の付与日数については、復職月により次の通りとする。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日数	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>8</u>	<u>8</u>	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	0	0

同上

賃金規程

賃金規程

第 1 章 総則

第 1 章 総則

第 106 条 (欠勤及び遅刻、早退、外出の賃金控除)

中略

エルダー職員Ⅲ、ⅢRにかかるエルダー職員労働協約第 613 条の欠勤に対しては、1日につき基準内賃金の 20.5 分の 1 を控除し、エルダー職員労働協約第 606 条第 1 項の遅刻、早退、外出に対しては、1分につき基準内賃金の 9159 分の 1 を控除する。(以下略)

第 106 条 (欠勤及び遅刻、早退、外出の賃金控除)

中略

エルダー職員Ⅲ、ⅢRにかかるエルダー職員労働協約第 613 条の欠勤に対しては、1日につき基準内賃金の 20.4 分の 1 を控除し、エルダー職員労働協約第 606 条第 1 項の遅刻、早退、外出に対しては、1分につき基準内賃金の 9085 分の 1 を控除する。(以下略)

同上

第 3 章 諸手当

第 3 章 諸手当

第 301 条 (時間外勤務手当)

中略

なお、エルダー職員Ⅲ、ⅢRの1分間における賃金は、以下の通りとする。
本給÷9159

第 301 条 (時間外勤務手当)

中略

なお、エルダー職員Ⅲ、ⅢRの1分間における賃金は、以下の通りとする。
本給÷9085

同上

<p>第 302 条 (休日勤務手当)</p> <p>中略</p> <p>② 1 分間における割増分の賃金は、以下の通りとする。</p> <p>エルダー職員Ⅲ、ⅢR 基本給/9159 × 割増率</p> <p>(以下略)</p> <p>③前項において代休を取れなかった場合は、次の手当を支給する。</p> <p>エルダー職員Ⅲ、ⅢR 基本給/20.5 × 割増率 × 1.0</p> <p>(以下略)</p> <p>④休日勤務が各人の就業時間を超えた場合には、その超えた分について次の手当を支給する。</p> <p>エルダー職員Ⅲ、ⅢR</p> <p>基本給/9159 × 割増率 × 1.0 × 各人の就業時間を超えた分数</p>	<p>第 302 条 (休日勤務手当)</p> <p>中略</p> <p>② 1 分間における割増分の賃金は、以下の通りとする。</p> <p>エルダー職員Ⅲ、ⅢR 基本給/9085 × 割増率</p> <p>(以下略)</p> <p>③前項において代休を取れなかった場合は、次の手当を支給する。</p> <p>エルダー職員Ⅲ、ⅢR 基本給/20.4 × 割増率 × 1.0</p> <p>(以下略)</p> <p>④休日勤務が各人の就業時間を超えた場合には、その超えた分について次の手当を支給する。</p> <p>エルダー職員Ⅲ、ⅢR</p> <p>基本給/9085 × 割増率 × 1.0 × 各人の就業時間を超えた分数</p>	<p>同上</p>
<p>別表</p>	<p>別表</p> <p>ベースアップ分 +60 円</p>	<p>ベースアップ額反映</p>
<p>第 1 章 総則</p>	<p>第 1 章 総則</p>	
<p>第 104 条 (控除)</p> <p>健保は賃金の支払いに際して次のものを控除する。</p> <p>1. 法令により定められたもの</p> <p>(新設)</p>	<p>第 104 条 (控除)</p> <p>健保は賃金の支払いに際して次のものを控除する。</p> <p>1. 法令により定められたもの</p> <p><u>(7) 子ども子育て支援金</u></p> <p>2. 法令以外のもの</p>	<p>・法改正：子ども子育て支援金</p>
<p>第 106 条 (退職及び解雇の場合の支払)</p> <p>(中略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 106 条 (退職及び解雇の場合の支払)</p> <p>(中略)</p> <p><u>②死亡退職の場合、賃金は正当受取人たる遺族と認められる者に支給する。この場合、正当受取人たる遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第 42 条乃至第 45 条の定めるところによる。</u></p>	<p>・死亡時の賃金支払い方法に関して、退職金と同様に規定</p>
<p>職員労働協約を適用する諸規程等</p>	<p>職員労働協約を適用する諸規程等</p>	
<p>エルダー職員のうち、以下の規程等については労働協約を適用する。</p> <p>必要な点は、会社に備え付けの社員労働協約を参照するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>「ストック有給休暇規程」</u></p>	<p>エルダー職員のうち、以下の規程等については社員労働協約を適用する。</p> <p>必要な点は、会社に備え付けの社員労働協約を参照するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>「ストック有給休暇規程」</u></p>	<p>・法定の制度対象外者の明文化（介護・介護準備休業を開始しようとする</p>

<p><u>但し、第6条（退職前の一括取得・買い取り）2. 買い取りは除く</u></p> <p>「介護・介護準備休業規程」 (新設)</p> <p>(以下略)</p>	<p><u>但し、第6条（退職前の一括取得・買い取り）は、以下の通りとする。</u></p> <p><u>退職前のストック有給休暇の取扱いは以下の通りとする。なお、一括取得・買い取りの対象となるストック有給休暇は、ストック有給休暇2とする。</u></p> <p><u>1. 一括取得</u></p> <p><u>退職前にストック有給休暇を一括取得し休業する場合の手続きと日数は次の通りとする。なお、以下の日数には各個休日及び労働条件確認書上で個々に定める休日は含まない。</u></p> <p><u>(1) 満65歳に達する雇用満了の場合</u></p> <p><u>原則として休業開始2ヵ月前までに上長に申し出、承認を得る。使用できる日数の上限は退職日よりさかのぼって連続230日とする。</u></p> <p><u>(2) (1)以外の退職の場合</u></p> <p><u>原則として休業開始1ヵ月前までに上長に申し出、承認を得る。使用できる日数の上限は退職日よりさかのぼって連続20日とする。</u></p> <p><u>②退職前に引き続き30日以上休暇を取得する場合は休暇取得開始日の直近1日付もしくは16日付で人事部付に異動となる。</u></p> <p>「介護・介護準備休業規程」</p> <p><u>但し、一部を以下の通り、読み替えまたは追加する。</u></p> <p><u>第2条(介護休業の対象者及び期間等)のうち、第3号について、次の通り読み替える。</u></p> <p><u>「第1号に関わらず、申出の日から93日以内に雇用契約が終了することが明らかなる者及び1週間の所定労働日数が2日以下の者並びに介護・介護準備休業を開始しようとする日から93日経過日から6カ月を経過する日までに雇用契約が満了する者は対象者から除く。」</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>る日から93日経過 日から6カ月を経 過する日までに雇 用契約が満了する 者)</p>
--	---	--